

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第4号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

第16条の5の2第1号中「第16条第1項第4号ア」を「第16条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第16条第1項第4号イ」を「第16条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第16条第1項第4号ウ」を「第16条第1項第3号ウ」に改める。

第16条の6中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第16条の6の11第1号中「第16条の6の6第1項第4号ア」を「第16条の6の6第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第16条の6の6第1項第4号イ」を「第16条の6の6第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第16条の6の6第1項第4号ウ」を「第16条の6の6第1項第3号ウ」に改める。

第20条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の6及び第20条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例第16条の6及び第20条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。